秋帖

十二

7 3
383
3

目 7 3
番 383
巻 3

宮内省圖書寮

秋子

目録

武家禮法之部

武家禮法　小笠原流儀　諸礼

子禮人　倍侍中礼　出世人

何貴

人事部呼称之部

公方様　御書様　殿

様　君殿　御簾中

奥様　上様　女房

藤館奥藏書
安政五年間改之

侍新造　侍示未抵　侍貳
家系　御所杯
人物之部
月代　額隅　女縁帳
姓名之部
姓氏名字　姓　姓名氏
八色外姓　尸　字
縁名　文名
章名　尼僧名　百文名
東西官　太政官二院　氏尼寺名字
紀国紀義紀氏　紀の文
勅使　御諱　名字字文
女名字の字
役名之部
家老　馬廻　用人　代官　奏者
中間　小者　同朋
義法師　足軽　右筆
官位之部
公家　四位　宰相

宮城結束　　年人五工敷頁　正兵小幡

正紋紐

衣服之部

打烏帽子緒　小結　長小結

立紋立文礼服　素襖　素襖敷紐

直垂　打衣　布衣

大紙　風打烏帽子　麻衣

上下　男袴　長袴

裏附上下　夏上下　継上下

十徳　紙鐵　小神

壁代同　元禄壁代　裃上下子持物

帷　衣紋付附衣　花色衣服

足袋　合羽　紙子敷

阿波　紙子　白衣

股引　脚半　下帯

女湯具　女衣服　女袴

刀剣之部　付鍔

服紗　少刀　刀

大小　鞘巻之刀　陰陽之刀

笄　速

家代之部

書院　屏　障子

琴　長押

酒食之部

献数　一重二重　後段

重二ツ重　代重　三方

桃子柄包　桃子斤目　重箱

高麗　年四重四腰ヲ　七人之膳

汁湯　老麗汁　一食法

鳥貴数

道具之部

道具　御厨子道具棚　香箱ニ角分

扶箱　扇　巣紙

下筥中箱　文箱　壹ツ之之之

桃灯　夫切地

道物之部

色紙　紙地張　行書　唐門形之留

言入色紙　奥様女房家　金子切手

太刀馬代　同帰書書

書札之部

書札礼 検状 結状

目録

祝儀之部

祝　元服

賀宴　婚礼之用脇

金銀金鳥等　年賀

下ノ帝祝

凶事之部

服忌　服中

精進　院号

離婚之部

追加

一筆之事

別

問安否詞　初中

御成

状書

結書

秋草

伊勢平藏貞文述

京都帝國大學圖書

一 武家禮法の起り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

之しかりなく日本国政事を取しハ公家武家と
二つに別れたりかくて公家の礼はすたり武家
ことに武家の礼もつて天下の公民武威に怖れ
所々皆武家の礼にならふこともつぱらなれども自然の勢
や源家の代に至りて足利の代に天下ことに乱れとなりしのち
三代の将軍義満公新に武家の礼法を定められむことを思ひ
めされしに書を庶仁の人々に頒失ひしよりかの
輯に撰進す（度々定むと云々 定紀）公方義満の世より将軍家と公方
と称しまゐらするの礼法も次第に御所の法しるしたる時に
武家の礼を定めんとて今川左京大夫氏輝小笠原
兵庫助長秀伊勢武蔵守満忠へ下知して天下の

追加
満忠或書ニハ憲忠
トアリ憲忠モ伊勢氏
ノ系図ニハコレナシ

條々十一條をつくり所謂諸法一統なる護身の礼記定え
法條九カ条書方国人事公方来罵之公方の出居ハ
殿中六條の法をもて叙爵の時のことを来罵の事の
御家人といへる輩をも六條に准じてその方の武法
を編み十二巻にしてその方の書と申しき（又貞丈按するに
世説に謂え公方の称義満公の時始まれり（此事下に記す）
小笠原兵庫助長秀ハその家の家業にてしかれバ今
如し今川左京大夫氏輝伊勢武蔵守満忠の二人も今
川伊勢両家の家業とし名く義満公の時よりかくの
ことき人々をて礼をしく文将軍の家臣の階級十二位
を定めて世にもちゐられしハ皆家説を取り定めて明

記伊勢守忠永二年丙子春小笠原長秀今川範忠
伊勢貞親の仰を受て武家礼式を定め給ふ
之時長秀範忠貞親三人共に家の系図を考へ
給ひ礼式を撰述す是礼式の始也
又礼式の作り定め給ふ三議一統と云書
の説は貴賤の分位を三議一統と云書
なれども小笠原長秀の法華経の奥書に法華経と云
書れ貴賤の後の人序を撰定家門と云一篇を作り
給へる序に義満の仰を受て小笠原長秀
今川左京亮氏頼伊勢貞親三人撰定
撰定書なる由書なり三議一統不双紙と名付る中に
記し給ふ法華経の奥書に義満の仰を受て
撰び給ふと書給へる事を取て後の人
作り給ふ撰び給へる由将軍の
一言の口宣の事なり新の酒筆なり
なり新撰の外なる事なり撰び書
元年著し給ふ三議一統新と云書を記し給ふ
云ふ義満の礼式作り給ふ礼仁の礼の附
ふ光し通照忠子（伊勢六郎左衛門尉平貞順記也 天文永禄比之人也法名道照）云敬中
の礼式を諸人宮（三位カ）中に御法度源之

猶以被定置法則ハ鹿苑院殿様の御代に江隆枝被
定置候処御物数年を経て御武用に應仁の一乱に
紛失すと此節々汲古師等を集めて貞仍も同
前に細川にて遂に貞遠写して置きし有之よし汲古ハ改
所職伊勢伊勢守平貞宗朝臣号汲古斎法名金仙寺貞仍ハ伊勢下総守
貞仍後改貞頼号宗五又鳩拙斎貞遠ハ伊勢右京亮三人共将軍義満公
代之臣也
かの礼書も失ひしすたりしや

一 小笠原家にて弓馬の事は京都将軍家の御師範より
今ハ其法ある御当流と称して此家を宗として諸士
平川人々如此小笠原を手本と礼朝に於て年始を行ひ
朔日十五日の出仕に家の有し由殿中の礼法の
事に如きは是を伝へ礼節の方なし

冠婚等の禮は京家にあらは候すとも今世小笠原
流と称して諸家の式めにまひ以下教る人はかまたの
家の形れ風あらん然世に伊勢流といふは伊勢家の事ニ
元来禮式代々伊勢守に伝へし政所職御下奉行を勤
しかハ日々出仕し殿中の記法を司りし由にもあ
まきねはりし伊勢流とて常に将軍の御側にて見し
法ともよれしかは是に由りて殿中諸家の所きまその
禮式には帝に於て伝えられたる礼法の事ハ伊勢家
が司りし事に依て伝はりて伊勢家に於て定め事ハ
室町殿の古禮を祖述せるや

一 今世諸礼と称して人の為すその伝は古代記礼によりて名

目に那しに流れといふは後の世なり又小笠原流と名付
く武家の礼式の定めとなれは冠婚の礼以下もろ〳〵細かな
るまて式法を針にて官位により品定め紫宸殿文
此外にも歌連歌茶湯の紀法式紙類冊の書札鞠
蹴の紀法香の法なと筆道の品定め草紙草の
湯庖丁方式三献七五三の膳部書院の飾法等細く
定置の事とも皆一人として品法礼といふにも
物する事もなく此家にて定めたるに依て是非あるかり
行しれは其ま事に軽いはあやまちいふへし
ある家にあるは何にたか一とつの其傳は知らし
総て其気の故にも知れれかしてすなはち諸家にかなう

かたちより一人に定まりたるまてに侍るも其よし
きまりてよく後々まて品つきりかれまし其ほか
味しをよく何ほとに分て家傳の説様よく伝へしいふ
古来よりの家を継くにあらされ其ほか人も
多くの守る今世の人のりとしてのみもならひ人にも
多く勝をなす其にをもてもる事して一名とも知るも
知る人に誰も常に従ふは偏に其事
一 騎より人のある事は上る貴人に後に申すとてかる人有り
これ位も賢人又に譲りなる其位ある事を渡ある人
も上て参る人は先太方の後に其れ故中騎の
後は今に中によりの法にされは騎するもの者人とは

いつも数少なく事ふるまひをもてなされたる
事稀なるゝ御指図にてよく中人以下の者迄
はなれず天下の人たるべき作の作法にて
なるべく人命にてよき馬にて御乗りを更
なるべき御馬なりしかるに新を捜さるゝ
命なる事なり

一大名旗本の者共御籠城なれとも旗本なる
なるべひとゝなれとも本人世のなりよく大名の
旗本なるべきなく家百石なるとも大名の親族
なる家老役に勤るも信長御籠城なれる二三百石
領なる御番れなる者共御籠城を固むる度の事

役の重き軽きと御の多き少きも親しきなるより
まゝの者の主人なる大名御籠城なれる給なる
迄いなる親なる主人の境なる者なる対なる
主人なる対なるなれなるなるに義なるなる者共御威光を
敬御籠城なれる者なる者なる者なる者の御威
光なる者なる者なる者なる者なる者なる者なる者なる者
を論なる者なる者なる者なる者なる者なる者なる者なる者
貴賤の礼なる事なる者なる者なる者なる者なる者なる者
西なる者なる者なる者なる者なる者なる者なる者なる者
なる商賣人なる者なる者なる者なる者なる者なる者なる者
一人世武士の裃紙なる者なる者なる者なる者なる者

人倫ハ[illegible]世ハ[illegible]馬鹿[illegible]
[illegible]者多[illegible]
[illegible]

一[illegible]故[illegible]事実[illegible]史記等の
世[illegible]故實故事ノ是者[illegible]文選十六卷四[illegible]
故実先王之道也[illegible]古の事実[illegible]
事[illegible]温故而知新[illegible]論語[illegible]
礼法[illegible]事[illegible]
[illegible]

人品評論[illegible]

一[illegible]利將軍[illegible]義満

勅許[illegible]義満[illegible]右[illegible]
[illegible]抵掌[illegible]自和六年七月廿六日濃州
御敵責未近江堺山中宿邉之間洛中騒動十一月
六日去夜周清房舎弟右衛門藏人自公方被討了此文
参考太平記ニ引ル [illegible]義満[illegible]の文義論[illegible]
[illegible]紀卷十 [illegible]私ノ眷養ニテ公方ノ御恩
[illegible]ハ[illegible]卷[illegible]公方ノ催促ヲモ
不相待我先ニト天王寺ヘソ向ヒケル云云 同書卷十又北野
通夜物語清瓶左ニ門カ事ヲ書メル條ニ 我身ノ為ニハ聊ナル事ヲモセスシテ公方
事ニハ千金萬玉ヲモ惜ニスシ[illegible]
満[illegible]

え織らいと同じくし将軍家以下よりくえしとえ方と
なひられし勅許宣下はなくして号をはゆるされ日野紀綿将
軍御家譜（将軍家の号を倍の書）等に義満公に三方号贈られし事
見えたり

一将軍家の御妻女御台所といふ事摂政関白の北の妻女
御台盤所（ハントコロ）といふにより准しられる将軍家の御妻にも
御台所（スミテヨム）といひ御台盤所とも又申しといふ御台
所といふ又略して御台とのみいへる台盤とは
膳の事とし台盤所は膳部とぞなり食物を盛る台をいふ
今世にも云ふ台盤所の略にて人の妻をいふとの御ハ
其の食物を調味する事なるを以て御台盤所と
いふ本人をれは平和の職分は忘まとらしめん
ゐなれたり

海人藻芥云於内裏殿ト人ヲ申スハ執柄家ヨリ外ハ不可有之

一殿と称する事禁中にて殿と称するは摂政関白より
外にはなし其外の人は長局にて殿といふる所に候の移
しかるに今ひく家僕なとまて人の事を殿といふとは何の
称なり敬ひたく古よりまし事也殿は宮殿の殿なり
宮殿に接て居住し給ふ宮殿といへる人は摂政殿実
白殿と計りといふ事の称の事を云称えは八幡宮といふ
宮と同じそれは殿といふも皆重き称也常に
人の名にも殿を付て呼ぶ分にはあらる事にてはなき間し
まさ称のしかるにひとまて

一 禰といふことを尼とは意味違へる事也 其中人の
谷はよくて以下言葉を帰る心也 猶の字を加へて
いふなり 清もしくは又御所に在れける女房と
いひし事太平記巻廿七（二百之十九章 左兵衛督欲討師直之條）に執事サセルノ引出物ヲ
猶々殿中様ノ事内々兼リ候得トテ斉藤栗飯原ツ
帰シケリとあつて 斯様に申けれは猶のことなるの
とあるは上は海[illegible]も谷れ[illegible]とある一流
也 応永記にも大内左京権大夫義弘入道か[illegible]
着をも討れて御所にも御用にて[illegible]谷なれは
く[illegible]文享保〔禄〕四年九月将軍義教公[illegible]
士なれとも彼国へ下向しける時 飛鳥井雅世卿

後[illegible]富士紀行を書るにも其歎陽[illegible]方様
富士御覧とて書おしあつて 右の時代より猶[illegible]
あり御所[illegible]向とて[illegible]しと[illegible]
いふ也

一 [illegible]人の嫡子を若殿といふ事[illegible]若君と
いふ 古書に[illegible]古も[illegible]申ハ
[illegible]若と[illegible]近世将軍家の
御嫡子を若君様といふ[illegible]
大名[illegible]嫡子ハ若殿といふ也

一 [illegible]人の妻は御簾中といふ[illegible]御簾の中に在て
かく[illegible]

享保 疑ラクハ享禄歟

されとも古書にみえぬ称なれハ

一人の妻を奥さまといふ事古き記に無き称也

一賤き者の妻を人により称して御内さまといふ事古くハ

無し古き中人の妻を称してお内といひし也

女官職掌の奥書に此事委し 一條殿 殿 室町殿の

よまる人へおくりて文のかはしかたにて見えたり 侍(?)

又蜷川殿中日記に 蜷川新右衛門少尉宮道之親元日記 寛正六年正月十日の

條に御城 御侍二人 同お内 御侍女人 中殿小小路亭御風呂

此是奥方御城方と記之と見えたり 中殿とハ伊勢守伊勢守貞親の妻也 貞親の奴

宮人とし(?)御貞親を中殿と

いひたり 此外同記下にお方 御妻(?)刊(?)此

よまる也しより

一人の妻をさして女房といふ事古き書に略して見えぬ也 未(?)侍(?)女

女房の役といふハ主上に仕ふる女房といひ出して古きを見て知るへし

房の字は本(?)ハ此事に仕(?)はる女官の事を御所

にて仕へ奉る女の総名ハ女ハ侍の字に賜りて仕(?)

居よりも侍の字を構(?)へて女の名に女房といふ也

源平盛衰記に平家物語の源氏の仕(?)へたる女を

といふ事を書たり源氏女房男房と記して仕度(?)

とありけり男房といふ事古書にも見へたり古書

またさまたけありて女房といふ事を書たる例

見るに女房といふ事を書に出たるに取たる

ありしとふすをさして男房と書したる萩生徂徠(?)の書に

あるとはのかにあり右此盛衰記の文と同しく古への

追考
侍中群要云供奉御膳更掌此事多女房所供也召男房希有也ト見エタリ是ハ主上ノ御前近侍ノ女房ニ准シテ蔵人ノ事ヲ男房ト云タルナリ常ニ男ノ事ヲ推ナヘテ男房ト云ニハ非ス

女房と云ふ者は何れも男房とも云ふべき部に
始りし書紀ハ見えさる事也荘子漏の字の
事を精しく知りたる我か何某より日本の事にを
言ひしとも人々その詞は面白し男房と云ふべきを
只浮世にしるしたる総てしれや

一 人の妻をば御新造といふ事ハ昔しよりいふ事也
蜷川殿中日記なとにみえたり人の妻を迎へて後
かかりしは何方も家を新しく造りたるを新造と云ひ出新造
ようて或ハ船を新しく造りたるを新艘といふて
説こそあれともいかがあらんいふなるべし

一 今世大名の家僕にて人の妻を御前と云ふ

むかしの家僕は殿と呼びて主人をよび主の妻をば御前と云ひし
なり義経記に（伊勢三郎か妻を御前と云）義経の館に参りて申す事を云ふ
也。御ぜんとハ物しく主人の妻を云ふなり
をさなきより風情しているといふ又同書の（大津二郎の妻）事
女房をいふ名のある事にて云ふべしなり
かかる大津次郎やの御ぜんとも云はれ申せども
されば御ぜんは皆女か妻をまつりて御ぜんと言ふ御前の
畏く（さりて主人の）事ハ御前と云ふは僕か妻
法来るへき事なし

一 人の母の事をお袋とも云ふ事后宮名目抄に母后
をお袋と云ふ事母を人を袋に入れて云ふ

一家儀の仆世[illegible]

家儀[illegible]書[illegible]世[illegible]の通用[illegible]改[illegible]及

[illegible]河海抄に高祖記云六年高祖五日一朝太公如家人父子禮太公家令說太公曰天無二日土無二王今高祖雖子人主也太公雖父人臣也奈何令人主拜人臣云云見此文史記高祖本紀六年家令八家老事

[illegible]

[illegible]子礼[illegible]文[illegible]

参りて羽林の六十年有余を守らんとあるは何にて候して
されハ又やうやうにしてうつくしき人に武家
ならぬ家礼と称して之を供する事にて家僕と同じく
されども将家の家僕なりとあらハ武家にても家礼といふ
にあるに同じ　吾妻鏡三十四仁治二年十一月廿七日ノ記云　当将軍御時関東
射手似絵可被図之由有其沙汰今日以評定之次先注
其人数北条陸奥掃部助若狭前司佐渡前司秋田城介
為意見者被用捨之自京都就被仰下為被進覧也而前
武州祇候人依為違者被召出之輩可被加否及再往沙
汰是前武州不可然之旨有御色代之故也雖致彼家礼
為本御家人也又勤公役之上為堪能之族依何憚可被

除哉之由遂治定云云　此家礼も本ハ将軍家の御家人なれ
ど北条家の方にて祇候人となりしかば家礼と云ふ也
右の如くなれば家僕と家礼と差別ありとも
今の世にて家僕の事を家来と云ふ家来ハ家礼の書違へ
にて家礼と家僕のちがひを知らずして混雑して差
別なく成りたるなり

一　将軍家を御所と称し同じく御父の事を大御所と称する
事ハ足利将軍家の初代より始まりたる事也　今川了俊由緒入さし冊
貞世　此の頃の年代記に貞氏讃岐入道殿と申すを御所さま
大御所様小路殿と御屋形の事也　是ハ貞氏の子尊氏の
や　尊氏の子ハ義詮なる　義詮ハ尊氏を御所と云ふ尊氏と云ふ

大御所さまよりいふさま

人躰之部

一 月代剃ハ古ハ生候を名ニ月代也と申候皆無髪
なれハ頂きれより百会の邊ニ而髪を結ひしを中比の諸ハ
額より後き鬢髪をとりてかしらより刀の柄ニ可入
髪を巻より此ハ天下ニ結ひし上る是を氷冲ニ而髪をよく
なりて今ハ何れも後き冲を部し見られ候の様
なりしくれ色ふるとハ古ゟ髪の望ミてきとけ候て
東ニ見えし訳ニて年の人々ニて氣の初ゟく蓄ゟ
物ニ而ハ額の上の毛をハ剃りし以後中を摩て剃る
に額の毛を引しぬきて剃る事を悦ひ頭に氣の立つ事
の浮かふるかて平いきをぬく故ニ此毛抜
きら出きしいふ逆氣といふ也イキヤと音通なる故
さう申したる也又平剃て献月のさへ白き故清き
よろこひて月白と書くを今ハ月代とかく也さ
軍兵もみな冑を着ける風氣のあるも若しむかひさつい
きをおこし人を害するゆへ此頭を剃の毛を
ハ抜きて剃る古画の結城合戦の繪ニ結城七郎氏朝
か切腹の絵ニ画ニ結城ハ月代なれとも諸家色を
説々九く剃る繪ニ画より又古画とみえるに月代の
者も月代剃りをよしんくとも多くは剃る様(?)
玉海 月輪禅閤兼實公之記 云 安元二年七月八日建春門院崩御之記

云自件簾中時忠卿出首（其鬢不正月代丈見苦而色殊損）示左大臣以下
云（下略此文平山抄聞ニ引之）又無住法師（梶原景時之弟）か書る砂石集に月
代のはる入道とはかり又西行法師かかける撰集抄には
さかやきもすりたる頭の辺くみたれておもひきりたる人とみへて月
代をそりたるやうなれとも人みえけり（是等は僧の時の月代の始なりとそ）又太平記
巻之（大塔宮熊野落云）片岡八郎矢田彦七アラアツヤトテトキンヲ
脱テソハニサシ置ク誠ハ山臥ナラ子ハサカヤキノアト隠レ
ナシ云々 是等は会老るに月代そる事は鎌倉の院の御代
の比より以来の事と見えたれとも天下の諸人おしなへて
さかやきをそる事はなかりしにや 其後の乱世の後いつとなく
公卿の御人々もさかやきをそる事は有しも今世のことし

天下の諸人ことことく月代そる事はなかりしに永禄天正の
比より天下戦国となり大乱世となり連年合戦やむ時なかりしかは
諸兵士とも多く冑をきて頭熱しける故に頭をそりて
月代を剃事家毛を諸人ことことく剃りて月代と太り
そりて[illegible]今世の師匠あるは月代剃しもふるし
有様なりし 六七十年計りを経て慶長元和の頃
よりの世となりて年を経るにしたかひて六七十年ほとを
久しく剃り[illegible]月代なき人は自ら世の風俗となりし
頃古風なる事をやめて今は自然にしたかひてなくなれりと
元禄宝永の時まて[illegible]縁の中に古風をまもる人月代
剃らぬ也 其え見し人をも見しなり 老人の物語にそ聞侍りし

今と大分の異なるなる国々の御譜代の人々は
一人宛の古き譜代衆を召しかしこまりが今は譜代
の家柄なりて利さるを云れとすれども世の変化に
応ずるとて譜代の者と備と云れるは古を考て
譜代衆と一人と称
一家の譜を立て本貫姓名の和事姓巻ノ一倫門なるべし
て家を始めて初て家を分て接長と称
接々意ずるに代のいまを稽て利力を用ひるべし
こと称せるを始説伝に曰しげきさて契を
又新に契を始て書を作らるべし初為始て錦
子子孫孫も漢河物部ノ波奈介沼岐信云計沼岐

と云ふは皇毛沒ぬるを用ひて平古を計ぬ物を
寛永年間の比天下三つの流れを銀を
うるの武国の海風吹りて無氣に寄て腐てを
喧嘩口論辻切人を悩を切りて
徒業と称ひ物を名付て行ひ者多
うの子のを名付て男子者も神祖を異風
ひらて人々なるを始めるを切り新を作り
酒々人を為る新の白丹色を染て濃を深く接
所物と前て面部に顔を廣大なるを行を大さ
切りて契を切て切り契と称り腕背中なる
文字彫を入墨を切て男子を始て者を

[illegible]

一 [illegible]紙[illegible]の年月日紀に持統天皇六年潤五月乙未朔
戊戌[illegible]賜沙門觀成絶十五匹綿世屯布五十端美其
所造鉛粉[illegible]訳[illegible]

[illegible]

[illegible]眉[illegible]仲哀天皇[illegible]
[illegible]

[illegible]眉[illegible]
目見之人之眉引所念可聞[illegible]月の形を女
眉[illegible]和名閉迩○粉之路岐毛能○白粉俗云波布迺○黛和
名万由須美○黑齒倍云波久路女○澤和名阿布良和
太[illegible]源順[illegible]天皇[illegible]河の
人[illegible]眉を作り齒をくろめ飾る
池波浸[illegible]布[illegible]

一姓と氏とを二字ともてるを訓めて姓と氏とを区別はす
續日本紀卷十二聖武天皇八年十一月丙戌の紀文に賜姓
命氏とあるを史記の索隱も賜姓命氏とあ
はす初稿なる姓と氏とを区別はす

一姓を日本紀天武天皇十三年十月己卯朔詔曰更改諸氏
之族姓作八色之姓以混天下万姓一曰眞人二曰朝臣三曰
宿禰四曰忌寸五曰道師六曰臣七曰連八曰稲置云云混天
下万姓とは天下の万の姓を統めて八色の姓に一混する
ことなり云云又姓二字に混ずるを姓とするいく
たの四義の姓者所以統繫百代使不別也とはり姓を
姓とするは百代のまゝにして統繫せしむ

別の家筋を分つまでとなり此の字日本紀の
訓古代にカバネと訓ぜり歴代の国史に
賜姓朱羽臣此類を賜姓喜人此とあるは源
氏を源平橘藤原貴族在原清原人は三品安倍中臣
神祇卜部等の類を訓ずる續日本紀卷五元明天皇和銅
五年十二月乙酉阿倍朝臣宿奈麻呂言略良枝宿禰安倍
氏之枝別也云云文德實録卷三仁壽元年九月丁亥無品
親子内親王薨親王者仁明天皇之女母藤原氏云云同卷
十天安二年閏二月丙子是日召會諸司別所皇子源毎
有時有於殿上落髪入道此夜有灌頂之事二人者皇子之得姓者也毎有母多

日本紀卷廿七天智天皇八年十月庚申天皇遣東宮大皇弟於藤原内大臣家授大職冠鎌足大臣位仍賜姓為藤原氏云云此賜姓為藤原氏トアルハ朝臣ノ姓ヲ賜タルナリ本文ニ朝臣ノ二字脱タリ其證ハ續日本紀卷一文武天皇二年八月戊子朝臣之姓宜令其子不比等兼之ト見エタリ皇天智天皇ノ時賜姓トナルハ朝臣ノ姓ヲ賜ヒタルナリ日本紀ニ朝臣ノ

二字脱ルナリ朝臣姓
藤原ハ氏ナリ

治氏時有母　云云　右河内国安宿郡原多氏清原氏ト記ス
清原氏也

得姓者ハ源氏ニテ
朝臣の姓ト賜ハルト云

仁傳曰義之氏者所以別之所出ト云
姓名ハ氏ハ子孫ノ名ニテ
別ルト云事ナリ
別ルトハ源氏ハ清和天皇ヨリ始テ平氏ハ
桓武天皇ヨリ始テ其人ノ子孫ノ氏名ヲ
氏トスルトハ或ハ功績の事ハ
ヨリ氏ヲ賜リ
ヨリ氏ヲ賜リ
ヨリ氏ヲ賜リ

訓して姓氏録に倣ひて中古以来源平藤橘
の類を誤りて姓字とせるなり別に尸の字を用ひ八子と訓して
姓氏録の事を誤りて上古の書に尸の字用ひ
也上古尸の字を用ひる例なし姓氏録の全篇尸の字なし右の尸の字は前後の文例に違ひし後人の誤写に疑ナシ

姓氏録源朝臣の條に為尸主と見えり姓主と尸リレラ後人誤テ尸ノ字ニ作レタルナリ傳写ノ誤

事実に於て尸の字を用ひしかは八子と訓して紀人の歌に
はるかの姓を尸に字を用ひ
尸と記し氏の字を姓と記し
中古の書皆然れ共一記し

一 其人の姓を称して氏姓の氏を上古に
定めはじめて拾芥抄に姓名源橘の部と分て記せり
多くは今に至て
一 俗名に尸を世苗氏と書はじめ義経記杉本義経
討死の際いかなる人か俗名を尸と記し乗りとて役所
書に誤て書下し今吾妻鏡巻八に尸を苗と誤る
年雖然姓字に尸を貞字に源字に雖然姓字
を高字に字を大能に字を者はじめ
左傳に氏猶家はれはなり書紀に
天下の武士源氏を平氏といふ
源氏平氏
名字を筋別に風俗
平氏は地名或は領内の地名と氏のよるべき名のりて
其名を筋を分ちれば
苗氏なるいふ家名にして
苗氏なるいふ源氏藤橘氏の上
又氏とつくるもの地名
名字とふる姓氏氏も名字
苗字に苗氏と謂用ひれば
即ち氏とふる苗氏と名字と書き非ず

一實名とて名をつくることは後代の人の所作なり
[illegible]
一字[illegible]文[illegible]名なり字二つ付く常の人[illegible]
名をつくるに不敬[illegible]字をつくることは
[illegible]
[illegible]稀なる字付[illegible]人とはなし日本紀卷廿五孝
德天皇即位之章云大伴長德字馬連又續日本紀卷廿一
廢帝天平寶字二年八月甲子以紫微內相藤原朝臣
仲麻呂任大保敕曰中略自今以後宜姓中加惠美二字
禁暴勝強止戈靜亂故名曰押勝朕舅之中汝卿良尚

故字稱尚舅云云[illegible]名古書[illegible]紀[illegible]字[illegible]
[illegible]字付[illegible]人文座康秀之字文琳平自文之字平仲曾称好忠之字曾冊之類[illegible]
[illegible]互[illegible]名の事[illegible]
[illegible]官名[illegible]字[illegible]云[illegible]今昔[illegible]字[illegible]大記
[illegible]字[illegible]
[illegible]古書中名字紀[illegible]
[illegible]字[illegible]
[illegible]字[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

泉守の官名をいつゝ絵図氏安之に用ゆ無之候
古事侠之将門逆亂者天慶二年十一月始披露中領東
八箇國奪官鑰任國司總行除目大臣以下文武百官皆以
黙定但所闕者暦博士許也云々此文をよゝ
百官の人名下に諸官悉く皆姓氏を用ひ
新日官を以て暦博士六人の名を
さしとゝ暦を知りて者此一事を聞ゝ
古書に東西の名分ゝ人一人と云ふ
室町殿日記ゝ書長宮ゝ書
巷説に鳥羽殿政ゆり元徳
東西官ゝ名目ゝ
ゝ家河殿の時代
名佐ゝ人
ゝ高之助氏之助氏ゝ源ゝ平氏

一

友之助氏の類ゝ源氏平氏友原氏 橘 橘成八去の家子俗ゝ之 二校氏
清原氏紀氏文氏 名之義 宗 惟宗氏 新 新羅氏又 秦氏
氏類ゝ新羅氏源氏秦氏
ゝ源氏のゝ平氏ゝ友原氏の人ゝ
源之助平氏ゝ
ゝ梶原平之
ゝ今世の
氏ゝ源ゝ名分ゝ
ゝ此ゝ新録ゝ源の家を賜ゝ源ゝ
平姓ゝ
一 婦ゝ高ゝ官ゝ二高ゝ 或 官ゝ二高ゝ 吟味ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 義隆ゟ森原氏の人に隆の官を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 源氏の人に[illegible]官を[illegible]源氏ゟ平氏ゟ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一源氏の嫡子源太郎[illegible]小太郎入道の
氏と同じ[illegible]谷沢[illegible]
[illegible]小太郎[illegible]
小太郎[illegible]

一源義平義朝[illegible]
[illegible]義朝[illegible]
[illegible]

一[illegible]
官[illegible]源平盛衰記巻十九[illegible]

事[illegible]
一人[illegible]
四[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一中人乃御[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

物の文字の書きとるとき字彙を生（ウミ）旦（ト）名死（ナクシ）
曰諱（トナ）とんでもなき誤なり人の生まれ
給ふ御時に人の名を死人と同じくいまいふ
事なり〳〵誤なれ

一名字を文字といふ事上古にてはなし中古
文字〳〵人の名字と思ひ文字の外に名字
文字を書事なれ〳〵名字を文字といふの外人王十六代
の帝安閑天皇十四年（即位ヨリ十五年也）百濟国より王仁と云博士を
召れて十六年（即位ヨリ十七年也）渡り皇子兄道（ウナツ）稚郎（ワイラツコ）子を
師〳〵諸の書籍を学ひ中日本紀に人〳〵
皆日本〳〵文字と錯り用ひ名字を

東見記云名乗ノ反日本ニノハ中古ヨリ有リト見エタリ詞花集八崇徳院仁平元年三極花其時詞花ノ二字ヲ反テ卯ノ字ト反ヲ以テ雅セラレケルト世次記ナトニモ反ノ事アリ三ミ中古以来ノ事也上古ニハナシ
江家次第ニモ名乗切字ノ反見ヘタリ中古以来ノ事ナリ

いふ事なり切韻（文字の音をかなずるなり）は豊璆西域（天竺のこと）より文卿（
淵〳〵）といふ日本（淵りまたしら人也）三十一代敏達天皇の
御代に仏法の渡りし時（是より元亨年代欽明天皇の御時仏法ワタル）
後〳〵渡りしかば文字に切韻の豊璆よりは（文字の
音を反す〳〵）いふなり然れ〳〵名字を反すといふ事
古代の言名字反す事なし中古慶〳〵中古慶〳〵
事〳〵の所名字を反す事〳〵いふ文字の外は相刻の
理を作り作る会ひ会ひは古也を撰ひ合ひ
書く日本（文字も切韻の音も用ひ用ひ世〳〵
名字を反〳〵て名字作る作〳〵新〳〵名字を伝て
也事也〳〵〳〵〳〵

身ノ上ノ吉凶禍福ハ名
乗字ノ吉凶ヨリ二非ス
惑フ事カレ吉凶禍福ハ
天命也祈リニシナヒテモ
免ルヽナレ又拒ヒ得ルヽ
ナレサレ共悪事ヲスレハ
刑ニ行ル是我自ラ作
ル災ナリ

紀氏も好き事くそとて人き人の御一字をトりけ
我家の通り字〻今〻分内五〻字〻也とて二字〻
改事ハふるき人の者のくの吉凶を名ゆ
刑部ハ国〻事ふるき人ら我一人ら〻云ひも也とも
拾く武士ら〻ふ志義の二字を主として行ふ所也
〻ん凡名字〻元服の日烏帽子を名乗〻賜ふ人〻
ト文〻事く或ら命ひ〻〻〻人き人の侍一字とトなる
〻ひ〻ひる今世〻陰陽師又ら出ふらんと云ふて
名字を文〻せ〻分由〻の陰陽師出ふ〻ら元服
祝〻ふく唐ふ武士〻人〻ふらう元服〻ふ〻事
ふ事ふ〻ふ也

一今世ふ名をあ〻ふ〻〻分〻事くあ〻と
かふ〻ふ〻ふ名ひ〻ひ〻ふ事記巻廿二作者信範宮
殿御書トテミメカタチタクヒナク其品イヤシカラテナヽ
メキタル女房有リケリヽ又ヽオサイノ局ヘ召サレテ
ヽ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻
ひ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻
役者之部

一家老ら家〻ふ〻今〻小神顔を名廣顔をり〻命也法
也ら〻ら命今〻人〻ふ〻ト分〻〻〻ふ〻法〻法度法
或〻家今〻ら〻ら役〻ら〻人ふ家ふ法度法或と〻ら〻
人〻ふ〻ト分〻ひ〻役〻家今ふ片〻ら和所〻ら〻ら

史記高祖本紀ニ太公家令説太公曰[illegible]

事[illegible]日事[illegible]家令ノ名官位令職員令[illegible]

調[illegible]ノ官位[illegible]職事（役ヲ勤ムト）の一位二位之位乃[illegible]

[illegible]補[illegible]位[illegible]賜[illegible]家令ハ二字カレウ

[illegible]訓[illegible]カレウ[illegible]カラウ[illegible]

家老ハ家ニ用ヒラル[illegible]家令ハ[illegible]

家老ハ老ハ家[illegible]

一用人ニ云若国者ニ[illegible]家ニ[illegible]

[illegible]用人[illegible]

（仁治二年辛巳九月七日之條）云有臨時評定為出羽入道（前司）行義奉行細

工所輩恩澤事有沙汰野世五郎拝領相模國横山五

郎跡新田垣内等是細工故日向房實圓本給地也

女子頻雖申子細付藝能充給訖今又為御用人分

勿論云云[illegible]記巻二十二（新田義興自害ノ条）云兵衛佐殿モ竹澤モ佗

ニ殊ナル思ヒヲナサレ傍輩モ皆コレニ過タル御用人（写本ニハ御用人印本ニハ御要人ト有）

一奏者ハ事ヲ宗ニ記ニ云[illegible]方[illegible]ヲ[illegible]次[illegible]

ハ奏者ヲ[illegible]ニ[illegible]家所将軍の所ヘ海人茶湯[illegible]

（東金僧正宣守之記）云四日奉ル[illegible]人[illegible]次ヲ移奏者ハ[illegible]

[illegible]人の中ニ奏の字ヲ浪天ヲ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]者ヲ[illegible]次[illegible]

順所也了[illegible]

一馬巳ゟ御祈祷ゟ有之御内書案文ハ永正六年
為博陸被（藤孝）細川右京亮ゟ賜ゟ御内書ノ文ゟ
能〻被聞侯ゟ彼年号馬巳ゟ諸侯ゟ二ヶ所在所被
及闘争ハ能〻神妙ノ所ゟ有度旨ゟ見ゟ
一代官ノ事ハ東山殿年中ノ事ゟ宗氏代ノ時ノ玄蕃
ノ忠ハ今世ノ代ゟ同ゟ事ハ此ノ事ゟ君ノ
御代ゟ〻〻ゟ〻〻ゟ〻〻ゟ〻〻ゟ〻〻ゟ
ゟ〻ゟ〻ゟ〻ゟ
一同朋ノ或説ハ康苑義満ゟ仰ノ所細川頼之
執事ゟ〻〻養育ノ所ノ計ゟ〻〻法師六人ハ異
姿ノ変態ゟ〻〻大小力ゟ〻〻世編者ゟ名付ケ

又童者ゟ〻ゟ〻ゟ〻

馬とる事なとあり義詮と義満と又ハ右ハ
文安四朋あり義満と朋輩なり
一中間とも者ハ結中ハ小者ハ沓ハ小者と
ハ中ハ中ハ中ハ中ハ中ハ中ハ
喜記五巻十云ハ中ハ中ハ
中ハ
永徳巻年ハ応永二年八月八日ハ来月三日将軍
就御上洛定諸奉行處御中間信濃判官時清と
中ハ奉ハ宗五記ハ云ハ方様ハ中ハ
ハ又ハ武ハ雑ハ中ハ
者ハ云ハ中ハ雑ハ又ハ方様ハ
御新ハ又別ハ武雑書ハ篇ハ天文二年

七月ハ音信又ハ記ハ器ハ苗氏
ハ結ハ苗氏ハ書ハ者ハ中ハ苗氏ハ
名ハ大的様ハ記ハ矢ハ中ハ
意ハ者ハ今世ハ中ハ正宜ハ
ハ
一小者ハ御成沢年ハ伊勢貞友永正年中ハ記ハ云ハ小者ハ御
興ハ辰ハ御ハ小ハ
ハ年ハ
小者ハ六人ハ大ハ
四人ハ古ハ永禄十年亥
既義昭ハ朋輩義章ハ御ハ小者ハ延

[illegible]者[illegible]なる[illegible]御小[illegible]
[illegible]小者の[illegible]
[illegible]者[illegible]

一右筆[illegible]人[illegible]
康清歸洛武衛遣委細御書被感仰康信之功大和
判官代邦道右筆被加御判并御判云云又養和二年五月十二日
伏見冠者藤原廣綱初叙武衛是右筆也馴京都者
依有御尋安田三郎被擧申之云云[illegible]右筆[illegible]
[illegible]右筆[illegible]
[illegible]
右筆[illegible]
[illegible]

人の代筆[illegible]右筆[illegible]
[illegible]筆を[illegible]書[illegible]右筆[illegible]
[illegible]或説[illegible]右筆[illegible]
[illegible]

一[illegible]師[illegible]武[illegible]
[illegible]
[illegible]

足利尊氏入洛ハ[illegible]同巻十四 三月十四条
足利二百人法勝寺ハ[illegible]祇園[illegible]
在家ハ火を放ちふい[illegible]巻廿六 秀吉公の事 捕カ足
軽ノ野伏三百人両方ノ深田ヘ立渡リテ鏃ヲ支ヘサン
ニ射ル云々 進談為乗一条兼良 足利[illegible]長[illegible]停止
[illegible]天下の[illegible]足利
[illegible]四記[illegible]
事[illegible]
[illegible]足利[illegible]
諸社[illegible]十剥[illegible]
[illegible]

[illegible]火[illegible]財宝[illegible]
[illegible]
[illegible]右乃足利[illegible]合戦の
[illegible]

官位部

一云家[illegible]古事談巻二云 儀同三司 伊周
配流者中略 此間公家差右衛門權佐孝道左衛門尉
季雅右衛門府生伊遠等被馳遣帥所帰本家云云又云
伊周私修太元法件法者非公家者不修之法也云云東
鑑巻十一建久二年五月[illegible]上文略 頼朝身
有其咎之時者自公家何無御沙汰中略 今ハ被及傷

宮仕法師之怨怒奉驚公家下界之事云云

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一宰相[illegible]参議[illegible]

[illegible]

一国[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

刑部卿 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

武官トハ近衛衛門兵衛等ナリ

[illegible]

一 [illegible]

一 素襖ハ [illegible] 武官の袍の袖

文官ハ袍 袍トハ [illegible] 袍ト [illegible] 袍ハ [illegible] 横幅広キ是ヲ裾ヲ [illegible] 武官の袍ト [illegible] 袍ヲ [illegible] 服ハ袍ハ [illegible] 狩衣服ハ袍ト上古ハ襖ヲ [illegible] 袍服ト闕服ト [illegible] 布衣ハ [illegible] 質素ヲ [illegible] 質素ヲ [illegible] 襖ト [illegible] 素襖ハ [illegible] 平絹 [illegible] 今世の人 [illegible] 平絹 [illegible] 古ノ絹 [illegible] 絹の [illegible]

取り組の上に鎧を着せ二重ねに切れの長さ
五尺巾五寸ばかりに白布を切り合わせ
ら射向袖脇にとりあて頂戴する時うち
て是を一所に合て鎧を脱ぎ鎧を脱ぎ
ぬる鎧に結付て下へ引下ケて是を
小神に引掛て引下ケて是を一ツ
手に持て又如何様に結付
一直垂は今世に直垂と云ふ古の人の
帯用ひし直垂は袴の上に帯
する事なし後に袴の上に帯
白袴は大口袴
宮五記に人口袴と云ふ
計りなる小帯出来て略服なし直垂に
略く袴を脱ぎ直垂を
武士は小帯模し
家御初は御ら
大的射法記に
ら脱ぎ
御家武の
結付に直垂四足
布衣の家模し御制法
布衣の家模し
宮直垂

今は御制法を沙汰なき事なれども布帛の事今は服
装なれども古とは異なれば如何なる心なるとも事なり
事なれども通例なるべきなり

一織物の事古は袴裾なりしを又布衣なりしかども
云々布衣此間云鶉衣加利岐沼と云ふ処歟
或は裁絹絶為猟衣事と注釈断例なる事尤も
なりこれ布なり利も云々よ如なる風俗なる故衣
なる事と注釈なるべきなり織物の服
装は神武天皇の時
なり神武天皇の御
時なれば神なるべきなり
事なり如何

始て蒙風雨を法なるべきなり天皇天武天皇
宮なるべき蒙を始て始の御時も世変
は鳳輦は左りの柱を元なるべきなり天皇
御なるべき風輦は中に御なるべきなり御蒙は今なるべきなり
二條殿春巷説さの師なる御時は人民と御殿と人
と共なるべき蒙を合なるべきなり
なれば布衣は用ひなるべき唐綾紙文物なる織物を
用ひなるべきなれば織物は帯なるべき蒙なる
何も便利なる故なれば いかなる帯なる何なりと云ふ事
なるべき織物は蒙なるべき布を用ひなるべきなる故なり
失なるべき布帛なるべきなり 織物は今世は布帛なる事は下なるべきなり

奴袴 奴袴ト書テサレヌキト訓ムセ信ニヌハカニト云訓ヤウヲ知ヌ也 汝忘れたまふ奴袴と書きて奴
は袴をやつこと訓むなり 此者は奴の名なり 物名抄に分入るなり けくたとは
と訓むなり 角さうの名なり 下紐のよう 狩くれは奴袴と書くなり 布袴なり
なり 鞆なり よく知れり 又清涼殿の絹狩袴或云岐奴乃加利ハ加万ニなり
奴袴とうたるまうと 袴なり 奥なり 角さうの時
さうはかまふれいく武なり 袴なりの時なり 奴袴ハ
清涼殿の年絹 年絹ハ俗ニ云 羽ニ重ナリ 公卿殿上人ふたつ重ねなり
なり 此袴とうたるまうと 袴なり 袴なり

和名抄ニ猟衣加利岐 沼謂衣則袴可知トアリ 此心ハカリキヌトミヘ ナリハカニト云コヲ知ヘシトナリ

袴なり 神なり 紀なり 紀なり 紀なり 紀なり 紀なり
なり なり なり なり なり なり なり なり なり
諸なり 袋なり なり なり なり なり なり なり なり
今世なり 言なり なり なり なり なり なり なり なり
新なり 後なり 君なり 言なり なり なり なり なり なり
一布衣事 古なり なり なり 和名抄 布衣ハ なり なり
メなり 今世なり なり なり なり なり なり なり なり
古布衣なり なり なり 横抄 袴なり なり 布
衣なり 袴なり 家なり 角なり なり なり なり なり なり
布衣の縫なり 袴なり 世なり 色不定なり なり なり なり なり
なり 布衣 袴なり なり なり なり なり なり 布衣なり 袴衣

因幡守[illegible]世[illegible]織文[illegible]を持て[illegible]織文
[illegible]布[illegible]
一大[illegible]布[illegible]直[illegible]
布[illegible]諸[illegible]
[illegible]
[illegible]院義[illegible]
[illegible]布[illegible]
織[illegible]布[illegible]
[illegible]
書[illegible]義[illegible]
[illegible]七十三年[illegible]
[illegible]

中略

[illegible]
[illegible]人の[illegible]
[illegible]元亨[illegible]
[illegible]年[illegible]三十[illegible]
[illegible]有[illegible]
院殿御代[illegible]
[illegible]一向非[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]と丸鈴鉄に素襖を胸紐とさしたりと申し
大紋は袴に腰刀も白鞘に腰板の角丸く腰紐を白糸
[illegible]上刺は素襖は袴に腰紐同じ色の布に腰板
[illegible]角は腰紐を上刺に大紋も素襖と上を紐肩
を一ツ袖の中に縫あるを左右二ツ有り前に神の紋
あるを左右二ツ袴は紐を左右に股の上に又腰を
あり素襖に腰板に同じ左右に[illegible]の
[illegible]も大紋と腰紐の結様古風を後世の
[illegible]を腰紐を[illegible]西四位結
[illegible]を腰は紐を[illegible]と上下引違
奉[illegible]奉[illegible]今世は二ツ

計り[illegible]て奉[illegible]を[illegible]長く[illegible]
[illegible]紐の[illegible]の中時世の風
俗の変

一烏帽子は烏帽子を[illegible]
[illegible]を[illegible]後を[illegible]
[illegible]を[illegible]風[illegible]二品別
[illegible]古[illegible]平礼[illegible]
後[illegible]名を云[illegible]平礼[illegible]
[illegible]の[illegible]平礼を[illegible]
[illegible]
又白髮[illegible]
吹[illegible]風[illegible]風[illegible]
[illegible]中古は[illegible]

元院四年記等に見えたる風俗は古代の書に記されたるものなれば別の物なり
又風俗とまれと別の物なり　古代の
書に風俗とあるは　餝抄に古記を引き書に曰ふ
心得記治承四年二月四日　今日新院令著始
御烏帽子給中務　典殊儀　帥大納言隆季朝臣　調進之八角
蒔繪筥二口　一口平礼一口立烏子令入之　云々　此平礼とは烏帽子
帽子の事　天子御位を譲つり給ひ後御所元服を布衣を布
帽子白張　新院八条院　○有文これ　平礼八作烏
帽子の事なり　風俗の上に右とあるは
烏帽子　前の上の方を四角に折
とあるは出仕の時　頂を必ず眉にかくる方へ折
布衣とあるは　如此上を上に右とある
有文なる武家の式なるべし

追考

一　廉直の事　宮所殿の時代は肩衣袴といひ
時代の記録にも見えたり或説に松永弾正久秀衆
禅の神を切捨て肩衣を脱ぎ捨て
年中行事　一名成氏年中行事云々　歌舞会殿　足利成氏云々　の切断
記に令稱の肩衣小袴を着せ
見えたり　松永は天文永禄の人　成氏は明
応六年　延徳元年　永禄元年
六十七年以前なり　肩衣袴は
又元亀元年　家康の時走れる役人は御厨の時
義稙公御代の事を記し　寄宿を拵へる役人　家康を記す書
小名なるべし　元亀二十人　肩衣袴
義稙公　延徳二年なり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]（横櫛毛）車副二人（恒清 国方）著白両面上下（差平組括 平礼畫裾）牛童（次郎）

丸著赤色上下
垂裾同車副

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[

いとく今世とこうの袴を嘉と分うち

一夏上下ハ今世肩衣ニ袴ハ慶長羅紗ハ紗ふうの
ものを用ひ袴ハ紗ハ紋ひら錦ハ紋ハ紋織のうすき
ものを用ひ元吉のときハ素襖ハ紋ハ宗和記
すき素襖ハ八月朔日ハ麻上下ハ紋付素襖
白帷子ハ八月朔日ハ麻上下ハ紋付素襖
御免ハ清水ハ入て年中一度ハ清水ハ
金剛寺 東西廣代改別廣 織田織
平貞宗号金剛寺 夏ハ元祖 宣ひ
今世迎後ハ麻上下ハ素襖を
透素襖ハ麻上下ハ

用ハ今世ハ夏上下ハ元吉ハ
一袴ハ上下ハ今世肩衣ハ袴ハ色の麻上下を
上下ハ元吉ハ古風ハ肩衣袴
一対ハ麻肩衣ハ袴ハ一度ハ
ハ今世ハ麻上下ハ昭和ハ今世の風俗
一十徳ハ今世ハ醫者ハ鄭利家ハ者のハ
ハ伝人とハ者ハ又篤雲下とハ
宗又記ハ白ハ蒲布白ハ
前ハ十徳ハ上ハ
ハ今世ハ素襖袴ハ上ハ十徳ハ
られて者ハ呼入られハ八十徳ハ

[illegible]十徳の裁縫[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

衣冠とも衣袖を略す

一鼎[牛]の事いまゝ[ゝ]ひとく一條兼良公
後成恩寺殿
の御記に天豪法師[ゝ]錦袋[ゝ]錦[ゝ]と錦袋[ゝ]と錦袋[ゝ]と錦袋

年[illegible]人の日記の[illegible]に[illegible]つくられし女房[illegible]年廿八歳
[illegible]月[illegible]の年の時[illegible]
[illegible]の[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
御制法[illegible]
[illegible]
[illegible]

一
[illegible]の[illegible]腰[illegible]と神下り筋[illegible]
世[illegible]者の[illegible]筋と[illegible]後[illegible]神の下
腰[illegible]筋を[illegible]神[illegible]腰[illegible]筋[illegible]の

[illegible]腰[illegible]筋[illegible]腰[illegible]
[illegible]
[illegible]

一婚礼の式に必ず紙の帳あり[illegible]
[illegible]
武家の[illegible]
書[illegible]
世[illegible]
世[illegible]
一[illegible]
片[illegible]
帳帷[illegible]
箱[illegible]
[illegible]

麻乃衣[illegible]
[illegible]
[illegible]
麻[illegible]
[illegible]
右帷[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
考[illegible]
一宗[illegible]

月より拾之者の中暑 六月男を拾ひ出し候ハ
女中所ゟ飯中ゟ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 足袋ハ今世ノ錦足袋ト同由古ノ革足袋

武雄記ニ足袋ハ御先ハ[illegible]ハ[illegible]

文政年ニ革ハ用ヒ[illegible]小紋ハ黄革ノ

用之ニ[illegible]家五記ニ足袋ハ御先ハ[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

熱吹雪ノ用意シテ物具ノ上ニ蓑笠ヲ着ニ宗又
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

巻十二 長谷寺縁起文 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

一[illegible]古[illegible]

又下[illegible]又[illegible]

[illegible]

[illegible]

又[illegible]

[illegible]

俣[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

和名抄ニ遺　又褌を[illegible]

巻三十五宇治川先陣ノ条ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元年之記 [illegible]

[illegible]

人[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

林道春ノ撰ベル秀吉家譜ニ天正十五年秀吉羊皮ノ羽織ト金鐸ノ胆差ヲ本間豊後守薩摩ニ賜リシヲ見エタリ其比ヨリ脇サシ鍔ヲ入テ古例ヲ変シタルヲ知ルベシ又大小ノサヤモ其比ヨリノ風俗ナルヲ考ヘシ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一刀は今世刀にいひ服指と一異なるとおもはれと
古刀なりとはいひ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一陰の方陽の太刀と云家武官の第一なり
野劔（一名ほそ鞘の方又毛抜形の方又革鞘の方）
清府の太刀と云ふ太刀は[illegible]
[illegible]清府の方と陽の太刀と云ふ陽の
方は陰の方と有て[illegible]
[illegible]陰の太刀と云ふ陽の方
[illegible]古書に[illegible]
ふ事[illegible]高倉山科[illegible]
一少[illegible]
和歌所の冠帽の[illegible]
和所加美賀岐と[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

諸書に人名を古代の武士を引き矢を引き働き
は武士とならんとし織長秀吉は出て
引矢を引き働く事なり〳〵書に法を
働き一番法を引き武功は最上なる事なり
風俗を称し通異なるものなり
りと成し好き法を好すれ事なるなり
事を士とられ引き今は法れ引き風俗
法を引き引き法を古今は変
家紋之部
一玄関は事武武家は玄軍外仲寺より玄関
あるべし三光院内府紋を塗輿諸家諸山於門前乗

之也但東堂者至玄関乗之云云諸山法事
諸寺玄軍は事武家は玄関
多く書を考ると武家は武家の屋敷は
物を外を無様筋法引き人門引き
り小門は人門を入る城中門あり城中門を入
遠紋は
今世大家門の内
金年中切事の人由世古の
紋を武異を
大家
討田
遠紋は
家人
出
家人

今も田家にハ対面ニて出来ル

一書院ハ本尊ハ世尊ハ[illegible]
古ヲ大家ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]書院に仏堂を[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一障子ハ中古代ヨリ始メテ障子ハ表裏共ニ白紙ヲ貼ル
ヤウニナリ世人紙師ト云テ紙ノ名
雲母
ヲ[illegible]ル[illegible]ハ[illegible]ル庭訓往来ニ唐紙師ト
平家物語巻十行家関東ニ被討ル
[illegible]ル障子ヲ[illegible]ル[illegible]ル火白[illegible]
[illegible]ル障子ヲ貴賤ハ障子ヲ荒涼ハ障子ヲ[illegible]ル馬ハ
障子ヲ[illegible]ル障子ヲ養由春ハ障子ヲ[illegible]

古今著聞集神祇部ニ尼[illegible]ル名鈴[illegible]
[illegible]障子ヲ[illegible]紙[illegible]片面ハ[illegible]
[illegible]ル相撲ノ門[illegible]ル禅尼[illegible]
守ヲ入ル[illegible]有[illegible]ル障子ハ
[illegible]ヲ禅尼ハ[illegible]小力[illegible]
[illegible]ハ[illegible]又[illegible]障子ヲ今世[illegible]
也古今著聞集巻十一画図部ニ小野文麻ノ[illegible]障
子ヲ小杜[illegible]ル[illegible]常別[illegible]ハ[illegible]又[illegible]
[illegible]ノ紙[illegible]障子ヲ[illegible]
[illegible]

一[illegible]中古代ヨリ[illegible]紙[illegible]ヲ[illegible]

又被談云知疊上下天可敷事也面乃莚ヲ裏ニ折返ス
刺分ハ上ト知ル也不折天只分ルヲ下ニ可敷也云云
[illegible]階級ヲ海人藻芥云疊事帝王院纈
綱縁也神佛前半疊用纈綱縁此外更不可用者
也大紋高麗縁親王大臣用之以下更不用之大
臣以下公卿小紋高麗縁也僧中者僧正以下同
職非職紫縁也六位侍黄縁也諸社三綱等皆用
草縁云云四位五位雲客用紫縁也云云仍也
[illegible]武[illegible]鉢[illegible]用[illegible]右[illegible]階級[illegible]
[illegible]位[illegible]者[illegible]小相[illegible]事[illegible]
一長押[illegible]鴨居[illegible]ヲ[illegible]積[illegible]長押[illegible]

誰[illegible]長押[illegible]
[illegible]人[illegible]源平盛衰記巻十二信連合戦の事
[illegible]長押[illegible]大[illegible]義経記
[illegible]辨慶長押乃[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]長押[illegible]
[illegible]
[illegible]長押[illegible]
[illegible]人[illegible]

酒食部

一献はなれて一うんこいうて行きて者ゑんをおし
直てし（ぬぎかへて出てゆきます）はなれ出て三度杯をもて先に
手者は脇とうり直もてしと入る色一うんこ沼
又者とおしてこ豊臣おもて三度ものこ者も脇
と今色二献こ或うんこもるこ沼同者とう
唯者いう出ものはこ離膳はと初献こ必に
おすこ膳こ酒は者こふ面ふうこ者こ
こ奥物こ一色うこおしこ者こ酒をもこ
色一うんこ肴はもこ酒こうんこうこ中こうんこのこ麦
うんうんふこは新はもこ者をおして酒こ注ぎ
一うんこ肴こ竹こ宮寺入こ肴こ社奉の沼

足利尤馬入道は話こ又侍はこ立いこまて
まこはこ沼こけこ一献ここ
はこ色二献こ高こ三献こ高いこいこ
ここいこ今世はここここここ酒の者
ふこふここ色こふこ奥ものこ者こ
おここ肴

一今世一色二色はこ沼一うん二うんこ人はこ酒
一献二うんは者こ者こ一色二章こ沼古き
頃こふこ古こ一度二度こいひこはこ
遅き馬こつこいこはこふこ祝ここはこの
おはこ一度はこせこて酒をおこれこ一度

世ゝ[illegible]より一重の[illegible]世ゝ[illegible]いつの[illegible]祝を[illegible]九度
[illegible]と九重[illegible]事く古書[illegible]若武度[illegible]ひて
武重[illegible]いとし

一後の後を誓新[illegible]も約[illegible]てとおすを今世ゝ後[illegible]を
後[illegible]いつの月日[illegible]おもを事く約をおもを深事を
[illegible]武[illegible]ん[illegible]いつ後[illegible]いつの月日[illegible]
武[illegible]ん[illegible]事を知[illegible]

一重二ツ[illegible]今世[illegible]ふる約[illegible]も三方
重二ツかゝて出[illegible]ふる[illegible]武[illegible]て[illegible]旨しを
事く服[illegible]を人を酒を[illegible]必重二ツをおて
二度ゝ二献の[illegible]の[illegible]重[illegible]

又敬の人降方首れ[illegible]の首を酒とも
向[illegible]と重二ツ[illegible]
重重[illegible]二献の[illegible]と[illegible]武[illegible]
[illegible]酒[illegible]事く又年始[illegible]人を初服人首
初[illegible]者[illegible]同[illegible]
[illegible]

一重と献て[illegible]
吸物の肴を重をもて出す事[illegible]武[illegible]て
いも事く

一三方ゝ今世ゝ平人重を三方[illegible]事[illegible]三方
[illegible]賜ゝ若ゝ同[illegible]ゝ[illegible]三人院[illegible]

又云 鑑（脇の事を云）大原山子孫四方大納言山下三方又云
鈴鹿の三方八六位義人用之三（四方とは四方の脇なり三方は三方の脇なり）
あふれ事く鈴鹿の三方とは六位義人の三方なれども本下より始くされ
義人も用之也 家五記に云云方相撲家方門跡大原家也
御堂四方とつり後大方の云家流に三方とつり
後武家に角れ形家は大原の云家流武
家に作出れ何と無分（角の形家とは角すみ切角れ形家也）又云
相撲れ人とつり脇の脇中一とて云方相撲家
大原つ流皆御四方云方云三方相撲大原つ流源御の
御に武家れ御お使に脇陰脇も役参て殿上
人に作られ武家れ御相撲の時云方相撲出来

四方云家大納言に三方武家に是れ御陰脇に御信流
に（是れ三方は是れ形家とは後に元亨文の脇に
今世其事とは云云）
の三方は用ひ御に事を云事
今世改て古法れ是れの形家を用事とす
云流れ御智とふく世改て高見云なりても
肯て流の害とも事に古風を改て
一跳れ相撲に作られ
に也とは武に成事とは今と作言と
云跳れ相撲也中古流武脇流記（家形将軍の庭下人大家氏の記）
云御跳れ相撲作られ事 魚板記（宮廻殿時代の書）中流とふ事

一酒肴の片方の口切て或脇へ絶ず二方御
成ふる〳〵ときは片方の口を切て新客の
色事ふる〳〵自然片口の時ときは口切色
相有之ゝ宗五記或云式者切之時と出て
しゝ片口ふる事又云新客色〳〵片口切ふる
片方口を切ものなし
一客の〳〵各様にて今世流行の新客貴賤を
分て賓客ふる〳〵乾奠ふる者と狭し者と又返盃
有り之ふる〳〵者と狭し者と色〳〵略式〳〵式三こんと出す色事ふる
或三こんを出す色事ふる〳〵式三こん新〳〵
初献烹雑煮をかす 事〳〵〳〵〳〵有り之能〳〵考合 烹雑煮仰て沢山

或こんと出す時無之時酒肴〳〵盃を〳〵
かも〳〵者乾奠ふる〳〵者と狭し者と社中盃早て
賑ふ無を儀ふる〳〵今世盃事ふる外〳〵ふる〳〵酒
肴をかも〳〵ふる〳〵今世ふる事と
知〳〵中法式四事〳〵ふる〳〵誤〳〵も神国の法
世中貴〳〵ふる〳〵賑〳〵真に酒肴無と縁
事と知〳〵ふる〳〵式祝〳〵ふる〳〵結〳〵〳〵て
ふるのかも〳〵ふるかも
一高盃に式四の膳ふる〳〵汁と汁と
皆かも〳〵ふる〳〵七菜ふる酒〳〵て食物多〳〵ふる
成ふる〳〵盃ふる〳〵汁七菜ふる〳〵ハ多〳〵ふる〳〵ふる〳〵

[illegible]

一 椀を平四重四腰こしらへ或は脇を[illegible]
皆かいけをこしらへ者は[illegible]
[illegible]

外こしらへ平四重こしらへ細こしらへ筋こしらへ
うのうへを入る[illegible]腰こしらへ形をしたる
下を拾[illegible]物を[illegible]形をこしらへ[illegible]
うへけをこしらへ物を[illegible]
こしらへうへけの[illegible]物をこしらへ[illegible]
こしらへ下の[illegible]物をこしらへ[illegible]
こしらへこしらへ天[illegible]
こしらへ[illegible]
大[illegible]
一七文之の脇こしらへ今世[illegible]
[illegible]

七日之内中之二日之内殺の事七日の服[illegible]
[illegible]七日[illegible]或二日服[illegible]
[illegible]出[illegible]子[illegible]初就[illegible]
[illegible]二日[illegible]二就[illegible]
[illegible]四就[illegible]
[illegible]又[illegible]源看[illegible]右[illegible]服[illegible]
七日[illegible]七日服[illegible]食物
調[illegible]庭下の家[illegible]
[illegible]庭下家[illegible]
一[illegible]の湯[illegible]世[illegible]亭[illegible]呑[illegible]
[illegible]家人[illegible]入[illegible]食物[illegible]

毒[illegible]
[illegible]
[illegible]湯[illegible]試[illegible]家人
[illegible]呑[illegible]
[illegible]家[illegible]
[illegible]湯の[illegible]亭[illegible]
一[illegible]伸[illegible]家人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]家[illegible]最初[illegible]
[illegible]

[illegible]

一食法の事

古事談巻一ニ云 徳大寺之大饗ニ宇治左府令向給之

時如法ニ令食給中略事畢之後別足之食法見習ハン
トテ人ニ群リ奇見ケレハ継目ヨリハ上シ少ツケテ切タ
リケルヲカヽリタル方ヨリ一口令食給メリケリ云云 大饗トハ
大臣ノ大饗トテ大臣ニ任セラレタル人其悦ニ外ノ大臣ヲ正客ニ招キ其外
大中納言参議等シ相伴ニ招キテ饗應セラルヽ事也其時正客ノ大臣ヲ
尊君トモフ大徳寺殿ノ大臣ノ大饗ニ宇治殿尊君ニ参リ給ヒシヤリ別足
トハ鷹ノ捉タル雉ノ股ヲ云ナリ是ヲ別足トモフ故事アリ今略之
雉ハ必スヤキトリニスルナリ 元雉ハ鳥ハ食ヲ[illegible]とん[illegible]人ハ
集[illegible]膳の下[illegible]
[illegible]人ヲ礼義[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一英島貴殿の事古き英き部を賞殿〻〻雅を
貴殿〻〻仁德天皇御時春酒(サケキ)と云ひし人を
作れる始め〻〻雅を掌る事にて有し
故を尊の名いひ雅の事也雅を貴殿〻〻は
部を貴殿〻〻部〻流門は滝(在大和国吉野郡)を作りの如き
化〻流〻〻作〻〻〻英也〻〻賞殿
〻〻〻〻〻〻〻庭下家〻〻雅〻部〻〻庭下の庭を家

有〻〻〻〻〻〻今世英〻調島〻〻を賞殿〻〻
雅部〻〻〻貴殿〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
今世〻〻〻庭下〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
〻〻〻〻〻〻

道具之部

一道具〻〻〻名目古〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

[illegible]

一御厨子棚足棚共ハ[illegible]

[illegible]

御厨子所ニ在之[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 挟箱は古代より衣類を入る物なり古代は大小共に入る物なり今世は[illegible]

[illegible]

[illegible]

細川玄旨法下東関
海道之記ニ小田原の海
氏法より書成の法を
扇をおくらるゝもよろ
因事ニ「閉」を云て
いとゝ扇のてゝ心
用れなきてもふを志
つめなり
文本抄 長さ三間大に
日くれハ形をニ八
ゝかハ形れ扇の
風とをしろしゝ

あり[illegible]年法[illegible]のかゝるおくられ[illegible]仰
ゝ人と示野〳〵有恵[illegible]ゝ人と世を[illegible]ハ[illegible]
や扇[illegible]ふ事ゝ 蓑箱と扶箱ハ[illegible]
[illegible]

一扇の本字折沉形ハ二形ハ[illegible]字扇の先を[illegible]
[illegible]ゝ俗ニ市廛ゝ[illegible]又中敵ゝ[illegible]
ふ名ゝ蝙蝠ゝ云 古書ニハ[illegible]蝙蝠ハ
俗ニ[illegible]ハ[illegible]て扇と作り始ゝ也河海抄ゝ尺ゝ
カウモリヤ 沉形ゝ[illegible]常ニ扇ハ元ゝ[illegible]て[illegible]
ゝ[illegible]字折沉形ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ人
ゝ[illegible]扇を作[illegible]て[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]人
紀巻廿四廢帝紀ニ云 天平宝字六年八月丙寅御史
大夫 文室真人浄三 以年老力衰優詔特聴宮中持

扇策杖ゝ[illegible]扇を[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ扇を[illegible]ゝ
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]四十人ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
三代実録十四ゝ扇を[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一 京流中条流の家所蔵の作刀脇差の内代の
物く家所蔵に付て脇刀を大小代と分る事有り
大小結ぶ日本武尊の時より有之事記に
見えり今是を大小と云ふ奥に入る中条流に大小代
に変化の事 京流に物と言ひ脇差に脇物
佩く物を大小と云ふ大小二寸八分四寸八分
に変化の作業なる故なり異国より渡り
来る唐人に京流の古図を入れ又同
流を変化と称する事異国を始系
図入る故に二流とも此方にて造形に作る
事無く脇に佩くと名て京流に変化入て
業箕に出る者に佐長秀吉家に此軍中の用意

渡に成せし故なり物を附る事
今と古と京流を乱心蔵時代の商賣
蔵の時代を物を腰物に
刀を大小代分る者年頃老人病人ふる者を入る
為御免を以て分る家を記る人名今と
御免に脇差を制禁今世の人京流
中条を佩ても禁じ入る者は家の長に
なりひ人を人にて誘ひ佩く商の
異なる渡業なる故
一 家物に事 古代に家に人に事を武に伝る
人を無に人に人は馬を乗り今世に家に

[illegible]車ハ[illegible]ト云[illegible]
[illegible]常ニ[illegible]
[illegible]人ノ[illegible]
源氏物語ニ[illegible]事ト言[illegible]
書[illegible]馬ト[illegible]
一物ノ名ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]

ヲ箒ニ乗テ血ノ付タル帷ヲ上ニ引覆ヒ源氏ノ兵ノ手負
テ本国ヘ帰ルニテ武蔵ヘリ落タリケルニ又異
[illegible]
[illegible]
[illegible]

追考
今世ノ乗物ハ古ノアシタニヤ子ヲ作リ又ハ其上ニ古ノ乗車ノ製ヲ少シ文ヘテ潤飾シタル物ナリ
又按ニ後代乗物ヲ白木作リニシテ長柄切ト名ツケル物アリ古風ヘ又物ナリ

[illegible]

一 [illegible] 古代ハ [illegible] 京ノ将軍ノ代ニテ [illegible] 武ハ [illegible] 白ク [illegible] 祭ト [illegible] 方ニ [illegible] 久 [illegible] 人 [illegible] 家五記ニ [illegible] 日延ニ [illegible]

あるかなきを編草にて編こなせる笠にて笠の上を角にして入角さしあてを用ひ
後二年金神の鈴ニテ古画ニ見ル [illegible] 時ハ [illegible]
[illegible] 古書ニ [illegible] 迄の
風俗なり

一 [illegible] 上古ハ [illegible] 夜明ニ松明ヲ用ひ
又ハ燈ヲ用ひ有り 漢金年中行事ニ漢武帝
四月八日始テ管領ス 詩 [illegible] 明ヲ記シ [illegible]
松二ツ明燈一ツ [illegible] 鐙 [illegible]
明燈ヲ今ト用ひ [illegible] 夜明 [illegible]
あり [illegible] 明 [illegible] 書 [illegible]
橋川記ニ云 [illegible] 灯ハ [illegible] 灯 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

古文字を文字成書事如〻文字をかゝらず今世酒屋ゝ
ゝ事〻〻平仮名武家ゝゝ用ひ進物の注文の案文
ゝゝ御武家ゝ書〻様式字ゝゝ文考ゝ言ハの
時も諸事如〻成りと示られ申し

一婚儀の言入れ進物古ゝ年〻送ゝゝ後習ひ方も
送ゝ〻相互ゝ取ゝ〻ゝて納まるゝ先〻〻進物の品
人れ心を付ゝて行〻〻定ゝ〻〻事ふ〻〻乾英ふ〻〻ゝ用
器布ふ〻〻出家の進物ふ〻〻ゝ〻〻俗人表向れ
進物ゝ〻用ゝ事如〻ゝ〻〻

一英吉利進物ゝ〻ゝ進物ゝ〻〻武家ゝ
前〻〻ゝ事〻〻取ゝ〻〻人又ゝ親の大将の首れ

酒進ゝ〻時ゝ平者ゝハ進れ茶又ゝ昆布れ事ゝ
ハ取ゝゝ常ゝ忘ゝ〻〻

一金ゝ紙ゝ〻〻紙ゝ〻〻ゝ代金ゝ足ふ〻〻書事古
如〻古ゝ紙ゝ〻〻用ふ〻〻人金ゝ如〻変如
ゝ小判小粒ふ〻出事ゝ古ゝ紙ゝ〻〻金ゝ一重
様ゝ二ゝ折ふ〻〻ゝ三ゝ折〻〻真中ゝ〻〻ゝ足
又ゝ百足ゝふ〻〻書〻馬目ゝ〻〻書事ふ〻〻ゝ
進物ゝ同〻古事ゝ足ふ〻〻書れの古書ゝ〻〻

古書ゝ金銭ゝ〻ゝ事れ〻〻ハ様同〻小判れ事ゝ〻非〻

一太刀馬代れ事今世ゝ太刀馬代ゝ送ゝ〻〻ゝ〻〻
一腰御馬一疋ゝ書〻〻馬ゝ〻〻ゝ代金或
ふ〻〻書〻世〻一紙〻世ゝ真厳ゝ馬れ〻〻ゝ〻〻

一腰正宗作馬一疋　庵屯下崔同銘　右之方ハ沿馬ハ毛
下ケ（カケ）付ハ武左衛門尉殿　又使太刀　今世ニ
伊馬一疋ニ付書ケ付ハ沿馬ハ毛付下ケ付ハ
馬代ニ島田三郎殿ニ　右之方ハ一腰
馬代ニ島田三郎殿ニ　右之方ハ沿馬ハ毛
右之かゝれ方ハ
一太刀馬代ハ同銘ニ表書ニ通清れいす　菱着表書
ハ　ニ同銘ニ　ニ事　ニ　或ハ
紙ニ　ハ　ニ　ニ
ハ　ニ　ニ
紙ニ　ニ　ハ　ニ　ハ
書札ニ

一書札の様ハ世ニ京用ひらまとう事多く　京大ハ
相違ニ　ニ　捻文（ヒネリブミ）ニ　ハ　紙一ニ　ハ　ハ　ニ
表ニ　ニ白紙一枚ハ　ニ　ニ　ニ　ニ
ニ白紙ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ
ハ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ
ハ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ
ハ　

ものを今俗に通用する

一列の事 別に名目古文書 弘安巻一に治承四年
六月廿二日康清帰洛中書 被加御筆 并御判 云云 是
相伝の列の事をいふ 列といふを俗に名目 あの名
草名 押字 紀押 官職雑例 いろ
無列 列とは 京名 名字 二字と扁 てそ
ちなめ 仍 京名 中 古郷 秘訓抄 云
報牒 可加草名 近代真名也 又云 吉書署事中少
雑次第 云 内案 加真名 正文 加草名 云 乞 文草
名 ことに 文書 詮 もの事 紀押 押字 ふ
京名 事 名字 扁 て 字 ふ

異形 ある 白 書字 云 紀
押字 ふ 平 形異形 書 て 紀 る
押 紀押 古人 押字 名字
二字 ある 扁 又二字
名 左右 扁 又 の一字
扁 て 上 一字 書 て 押字 書
ことに 列 古人 押字 又 名字
用 列 人 妙 紀 押字 例
物 形 紀 用 紀押 殺 押
語 又 列 上 一 文字
事 異 国 唐 大 紀 紀 行 安 乱

秉燭譚より抜き書き日野弾正殿後水尾院御御
別紙より一文字抜書の人々別紙にて上下
より一文字とかくこと有り古人の別名なり
名字を扇にて作る所穴別の内に名字
事歟白毫穴の数をかくの行性なれの人
或穴とあるは或は跡書と言ひ性なり
合とあるは陰陽師の説なり
人なれば病名の人別の故を改め
てなり文物なり下位を望む人別を改めこと
無なり武人は仮名巫なり御事
なり人々別の言葉禍福天命天命を聖人

ふりも婦遊まる中ハ御ふ心ゆ
ゆくゆくこの分なり御ふ別の事
別の言葉なり夫命をなけ禍を言福を拓
事はなるなり別の事なり
考を精記を
一義なり各自古の簡いなり
書しの御人の簡なり立カンなるテカンなるみ
テカン御なるテカミなる濁なる紙を稿を
二なる書なる小文なるひくなる小文を略なる
書を書なる義なる各なる

追加 世の蔡澤は一年なる書なる年細川忠興

書札等に一筆と相認め申すいうふより
ようの日に成て不申候てもなれば事をいふに書付
て遣しに成は一筆りて用れば相用申をいふなり
如之者書遣候は一筆なれば書遣すは書遣申
申候ものに今世にもつかふる者の用ひるは
一筆書遣候事なり

祝儀之部

一祝儀いふる神をあがめ元服婚礼ふるを始として思ひ
吉事なる元神に酒食を供奉り洗礼を祈り
神れなるを祝ひ我神の風俗
一元服なる元を加へ冠を冠えかりをうる
由元服いふ服を着る事をいふ古代の人
皆さいをを村ふるなり思賢之者と中村
ふる事なり髪を結ふ道長て髪の髪の
元を点着れ下髪ふ沈る髪の元を沈
沈る婦人れ沈る下髪ふ元を沈る髪の元沈
元れ如ふるふり元を沈る髪の元沈
の元を沈る人由元服を加冠の役沈髪の
役を役人二人向り元理髪の人童子の髪を結也
中御髪を組結ふ元取る頂の上を髪を
下ふり上御ふるふ巻上てるわふる結面
手髪れ服を紙ふ巻包ふ水引ふ結ふ筆力
いふ中ふふを入ふ下ふ柳れ役を沈る髪元

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一結納の事古へは入婿の事を書中に文字
にて書付合をいひ入婿といふ又自の婿に云習
わし解にもみむ事古へ解より元使とよび
進物を送りて後習ひ使者をもて送り
書物互に書納書をとりかへ今世に言入をゆひ
にて送りにて書てゆひかへしといひ婚礼
解の方より使者にて進物を送て習ひ
送れとあり色々と送り古風に大に送り
進物の外合盃に三日めに婿
一三ッ目の婿古へは婚礼の日三日めに婿を
調へ祝を結へ事に平婿をとる方より女使
毋君へ結ひ婿をハ初て入婿の敬に子孫の分婿を
設ひ多きもおとるに或合を定り仆世に
ひとりをふるに婿に高ハ小かすとよ物を
結ひ四合に風俗に後りしに又習ひと婿を婿に
今に平に解の方の婿に子孫年相婿に
ひと書ありと云へ習ひ方の婿に婿に
事に何の書りと云へ
一婚礼に先ず金銀を島二に銀子あるとなり
金を先に師に覚へ人に語へ古へに婚礼
婿に何に祝に金を将軍家諸大名に盃御成
に何とられに金に右に婿に師に凡物の多に非に

折一合トハ一ツノ事也
折二限ラズ皆物ハ一合
二合トモ合ハ盃ナリ
ハヲト訓ム字ナリフタ
ト身ト合スル也

平八氏ノ

一 年賀の祝の事上古より有り事なり續日本紀巻十九
仁明天皇紀に云 嘉祥二年冬十月辛巳朔癸卯嵯
峨太皇太后遣使奉賀天皇四十宝算其獻物
黒漆平文厨子十基盛彩帛云云 四十宝算印本ニ世ニ作ハ誤ナリ卅八卌ノ誤也獻
物厨子十基ノ外多品ナリ今畧之 也文徳実録仁寿
元年四月乙丑女王巻を奉りて
陪りて年を賀す 六位以上の
人を以て奉賀使とす 御ことに
人舞 ものを作りて
奉る

年滿の賀の事 年滿を賀する
也 ことに又年賀いとひ
なし 又年賀いとひ
なし 年滿の賀の事 年賀と云事
始 ものを作りて
奉る 内侍源氏
日記 年の賀の
事 ちんれの賀 四ツ
四十賀 四十賀 四十賀
多紙 歌集 凡人 今文 記 及
今世 市 千 親 方 紀 下
年 年 年 人

しるの杖ハ杖の
姿を作りて
姿を食ましむ
ふれハ老人
ましむ

其たをいふと時はあく古代の事は祝ひいはふ多く
始る事くはしはるる世の風俗為るあり
はれ事とも人はる元服はやく元服はみくいはる
古はあれども婚姻はしはやかんまいはる事
時はよやかんとを為るもゆるとはかるあく

忌事之部

一 服忌はいはる服はあ故の服へ紀はは人を悲しの
間は素服はあを為くは素服は麻布を用ゐる深て
為くは白を為るいふ（本村氏注記ます）白を為るは人を
服者はいはく定は日数御は服はぬはは為はは
はは今世武家はは素服を為る人はは

服はは事はは人はは編はいはは編はいはは
時はいはく上古は忌服はは紀編はは仏事は
は期は除て紀編は忌はは服者は除はく服者は
乃は除は除は神事は時は仏事は別は忌は日数は
事はは書は忌の日数の事は上古は
服服は服の日数は定は日は服は服は
は者はは日は服は神事は
葬送はは事は不者は送はは
喪服はは服は服の事は葬送は服の
は服寧令は式は令は神祇服紀令

[illegible]

一 [illegible]

一院号の事 北野の人丸の社を院号と称す 天子の御院号及び摂政関白大臣の院号或は寺号世号は何院何寺と建立せらるべし 庶人の家に寺院を建てられんも之を建てる所の或は後院後鳥羽の寺と称する寺院とも建てる人しかの寺何院と号す 摂政関白大臣の院号を有りて摂政関白大臣の家に人寺院を建てるに寺院の号を称する人世に多し 早賊の出家なども今般を寺僧と共に寺院号を授く中略

一精進事 賀茂論に有二精進一身精進為小心精
進為大 小精進とは人精をいふと
精をもつて精をつくけて訓して進ともいふ心
進とは為ぶ法いきとは
つくる心と為ぶ法いきとみて退き意事
なきなり元信は精を俗人と人倫と兼ねる者
なり心も為と清潔にふれ事なきを
精をいふ元精を仏義や元を食事を知
人を兼ねを食事
兼ねは新に血肉ふ
ふれは元を食事も為ぶ精を肉の一なれも精を

此一事を法ぶ事なり又ふ事精を
ハ亡者ぶ法をふ
慎ぶ為をいふ心ぶ事
欲記ふ事を兼ぶ
元を精をつくるふ
ふれは中食を食せして九十日ぶ
平後兼を食ふ
精を食ふ九十一日ぶ
改ぶ事を法ぶ事
中食ふ

[illegible]

雜事之部

一凡口傳[illegible]文字[illegible]書[illegible]給[illegible]
[illegible]詞[illegible]
[illegible]面[illegible]
[illegible]文字[illegible]口[illegible]
[illegible]給[illegible]
[illegible]

一秘事[illegible]一[illegible]
[illegible]容易[illegible]秘[illegible]二[illegible]の師[illegible]
[illegible]秘[illegible]

[illegible]の弱[illegible]秘[illegible]
[illegible]秘事[illegible]
[illegible]人の者[illegible]
[illegible]人の[illegible]
[illegible]秘[illegible]
[illegible]秘事[illegible]
[illegible]秘[illegible]
[illegible]秘[illegible]
[illegible]秘[illegible]
[illegible]秘[illegible]

一[illegible]人[illegible]結[illegible]
[illegible]世の[illegible]

我らが火も焼失なる所はいとう
信しうしへくう信ずるうに二度我らと
なりて又世界を家内もおまて之しうしの世の
人物なるもなりて四年以後ともに死しうを絶し
たるうに天下に賓ふふんに恢ふうを事へ
世を隠しさ書籍をハ情かりて人を人を我
初りの書を持りうて人を諸事を好む女を好む
心狭き事く世人の小さを失いて
一人に安居を回り河を事へ御機嫌ニ云て次御宮徒
子沢山安養法勝法世間に事ふ沢山諸級
初りの書を古書を多て人を世に風俗ふを

御若に定し事ふ中おかを世も知るを事なれを今
世法のかくを為を背を法を
一将軍に御初を御成を成の字を深を家御成
に代を記しを書を名御成を為を御初に
字を用ひを成の事中に為事を法初に字を用を
按を法を書て法を出あるを聞を
法はを御に字を人を成を成を為
音ふを成を連字に御字を
ふを法を聞を聞を御を法を
以を聞を成の字を用て字を用ひを
一武家に所実書世を之を世に人物

安能たゝ偽たゝく古書を会うゝ如く仗桑見聞抄記
藤九郎盛長記訓閲集大臣物語記ゝゝ伊能安説
又往状帯の書ゝゝ武門風文百箇條問能馭馬風文
此新武門事と為ゝゝ
安説を記ゝゝゝ如ゝ定町殿日記ゝゝゝ真字ゝゝ書て
飛鳥井雅錦卿奥書ゝ偽書ゝ問名ゝゝ年代ゝて
書ゝゝ偽ゝゝゝ家記ゝ又家町記一名花営三代記ゝゝ
真字ゝゝ書ゝゝゝゝ家羅ゝ世偽書多ゝゝゝ
書と多ゝゝゝ昭ゝゝ
也ゝゝ古書ゝゝゝ
ゝゝ風俗ゝゝゝ時代ゝゝ

ゝゝ風俗ゝ此詞今の文脈ゝゝ書ゝ異ゝ年
号人名ゝ書の時代ゝ後の取違ゝゝゝゝ伊能ハ
解ゝ易ゝ偽ゝゝ神の人ゝゝゝ紀更源ゝゝ由ゝ
ゝゝゝゝ事多ゝゝゝ偽ゝゝ
ゝゝ

右一冊ゝ武家ゝ常ゝゝゝゝ
考ゝ記ゝゝ孫ゝゝ教ゝゝ
ゝゝゝ

安永六年丁酉九月廿八日　伊勢平藏貞丈書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

貞文

寛政五歳癸丑冬霜月中旬

石野篤敬写畢焉